

## 電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 改正の内容

- 一 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局を定める。

(第四条の四関係)

### 第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。